

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 条 例
 - 福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
福島県議会
 - 福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程
福島県議会

条 例

福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第一号

福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「第百条第十四項及び第十五項」を「第百条第十四項から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条(見出しを含む。)及び第三条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第四条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第五条第一項、第六条(見出しを含む。)及び第七条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第八条を次のように改める。
(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第八条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第九条第一項及び第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
第十条を次のように改める。

第十条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第十一条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条関係)

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
公 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式(第9条関係)

年 月 日

福島県議会議長 様

会 派 名
代表者名
印

政務活動費収支報告書

福島県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項(第2項)の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費の収入及び支出の報告をします。

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
要請陳情等活動費		

会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残余 _____ 円

附 則

- この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 改正後の福島県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に改正前の福島県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に提出されている旧条例第四条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第四条の規定により提出された会派の届出とみなす。
- 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、新条例第三条第1項中「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

(議会事務局総務課)

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年二月二十六日

福島県議会議長 斎藤 健治

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成十三年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程

第一条中「福島県政務調査費の交付に関する条例」を「福島県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第三条の見出しを「（政務活動完了報告書）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「調査研究費の交付」を「政務活動について委託」に、「政務調査費に係る調査研究完了報告書」を「政務活動完了報告書」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「政務調査費に係る調査研究完了報告書」を「政務活動完了報告書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「調査研究費の交付」を「政務活動について委託」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第六条第二項中「政務調査費収支報告書閲覧請求書」を「政務活動費収支報告書等閲覧請求書」に改める。

第七条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

様式第一号中「福島県政務調査費の交付に関する条例」や「福島県政務活動費の交付に関する条例」の「政務調査費経理責任者」や「政務活動費経理責任者」に定める。様式第二号及び様式第三号中「福島県政務調査費の交付に関する条例」や「福島県政務活動費の交付に関する条例」に定める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

会派の名称
代表者の氏名

様

議員の氏名

政務活動完了報告書

会派からの委託に基づき実施した政務活動について、その実績及び収支状況を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 実績

(1) 委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 委託内容

2 収支状況

(1) 収入

円

(2) 支出

経費	支出額	備考
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	円	
要請陳情等活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
事務所費	円	
事務費	円	
人件費	円	
合計	円	

(3) 残余

円

様式第五号中「政務調査費収支報告書等閲覧請求書」や「政務活動費収支報告書等閲覧請求書」及び「福島県政務調査費の交付に関する条例」や「福島県政務活動費の交付に関する条例」に定める。

3 附則

1 この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。

2 この規程による改正後の福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この規程の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(総務課)